

合併協定書

長野市
大岡野町
豊野村
戸隠村
鬼無里村

長野市、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の5市町村は、肥沃な善光寺平を中心に、緑豊かな山々に抱かれた地域として、旧来から日常生活をはじめ経済的・文化的にも深いつながりの中で発展を遂げてきた。特に、近年の交通・情報通信網の発達により、住民の社会経済活動は市町村の枠を越えて一体化してきたものである。

また、これからの市町村には、分権型社会の構築、少子高齢社会への対応などが強く求められており、より効率的・効果的な行政運営を行っていくことが必要である。

これら諸事情を踏まえ、5市町村は平成15年12月に地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づく「長野地域合併協議会」を設け、合併協議を重ねてきた。

5市町村は、合併協議を重ねる中で、更なる住民福祉の向上を図るとともに、先人達の英知と努力により培ってきたそれぞれの歴史と伝統を尊重し合い、都市と自然が共生する、美しくより魅力的なまちづくりを進め、首都圏、中部圏、日本海沿岸を結ぶ地方中枢都市としてより一層の発展を図るため、合併することで合意した。

本協定書は、合併協議の中で確認されたこれら諸事項の円滑な推進を目的に、ここに締結するものである。

1 合併の方式

更級郡大岡村、上水内郡豊野町、同郡戸隠村及び同郡鬼無里村を廃し、その区域を長野市に編入する編入合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年1月1日とする。

3 市の名称

市の名称は、「長野市」とする。

4 市の事務所の位置

市の事務所の位置は、長野市大字鶴賀字苗間平1613番地とする。

5 財産の取扱い

大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の財産（権利及び義務を含む。）は、すべて長野市に引き継ぐ。

6 地域審議会の設置について

大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域に、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4の規定により地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。

7 議会の議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員の定数及び任期については、合併特例法第6条第2項及び第3項の規定を適用し、長野市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、長野市議会議員の定数を増加し、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域を区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。

8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の農業委員会は、長野市農業委員会に統合する。

(2) 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の農業委員会の選挙による委員については、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、大岡村については1人、豊野町については3人、戸隠村及び鬼無里村については合わせて4人の委員が、長野市農業委員会の委員の残任期間、長野市農業委員会の委員として引き続き在任する。

この場合、在任する委員は、それぞれの農業委員会の委員の互選により、選出するものとする。

(3) 合併後、初めて行われる一般選挙から、長野市農業委員会の選挙による委員の定数は40人とし、長野市信更地区の選挙区に大岡村の区域を加えて1選挙区とし、新たに豊野町及び戸隠村・鬼無里村を区域とする2選挙区を設け、各選挙区の定数は次のとおりとする。

選挙区		選挙区定数
長野市の区域	長野第1選挙区、長野第2選挙区、篠ノ井選挙区、松代選挙区、若穂選挙区、川中島選挙区、更北選挙区	計30人
長野市信更地区及び大岡村の区域	信更・大岡選挙区	3人
豊野町の区域	豊野選挙区	3人
戸隠村及び鬼無里村の区域	戸隠・鬼無里選挙区	4人

9 地方税の取扱い

長野市の制度に統一する。

ただし、

(1) 法人住民税法人税割については、平成18年度まで現行のとおりとする。

(2) 事業所税について、合併前の大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の区域にある事業所に対しては、平成21年度まで現行のとおりとする。

(3) 都市計画税については、平成18年度まで現行のとおりとする。

(4) 豊野町の固定資産税の同和減免については、平成18年度まで現行のとおりとする。

- (5) 合併前に豊野町及び戸隠村の工場の新・増設に関して、固定資産税の不均一課税及び課税免除を行っているものについては、現行のとおりとする。
- (6) 納期について、平成16年度は現行のとおりとする。
- (7) 平成16年度以前の課税権に基づく課税分に係る督促手数料については、現行のとおりとする。

10 一般職の職員の身分の取扱い

大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の一般職の職員は、すべて長野市の職員として引き継ぐ。

なお、職員の任命、給与その他の身分の取扱いについては、長野市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱う。

11 条例、規則等の取扱い

長野市の条例、規則等を適用する。

ただし、各種行政制度・事務事業の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。

12 事務組織及び機構の取扱い

- (1) 大岡村役場、豊野町役場、戸隠村役場及び鬼無里村役場は支所とし、課制を廃止しスタッフ制とする。
- (2) 合併時の支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮して、段階的に再編見直しを行う。
- (3) 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村に置かれている附属機関等については、長野市の同種の附属機関等に統合するものとし、合併後の委員構成については、必要に応じ適切な措置を講ずる。
- (4) 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の地域性から独自に設置されている附属機関等については、調整協議の内容を踏まえ、所要の措置を講ずる。

13 一部事務組合等の取扱い

- (1) 長野市と大岡村、豊野町、戸隠村又は鬼無里村が加入している一部事務組合等については、長野市として引き続き加入する。

(2) 大岡村、豊野町、戸隠村又は鬼無里村が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退する。

ただし、北信保健衛生施設組合及び更級郡大岡村外 1 町中牧財産区組合については、長野市として新たに加入する。

(3) 戸隠村と鬼無里村が加入している裾花衛生センター組合は合併の前日をもって解散し、裾花衛生センター組合の財産は長野市が引き継ぐ。

(4) 豊野町土地開発公社については、所有する財産を長野市土地開発公社に譲渡し、合併の前日までに解散する。

14 使用料、手数料等の取扱い

使用料、手数料等については、従来からの経緯に配慮するとともに、合併後の一体性の確保、負担公平性の原則に立ち、次のとおりとする。

(1) 使用料について、

長野市の制度に統一する。

ただし、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の公共施設使用料については、原則として現行のとおりとし、次のとおり取り扱う。

ア 行政財産の目的外使用料について、平成 16 年度は現行のとおりとし、平成 17 年度から長野市の制度に統一する。

イ 一部事務組合に係る使用料については、現行のとおりとし、裾花火葬場使用料については、長野市の制度に統一する。

ウ 公立保育所時間外保育料について、平成 16 年度は現行のとおりとし、平成 17 年度から長野市の制度に統一する。

なお、長野市の時間外保育時間を超える大岡村及び豊野町の時間外保育料については、平成 17 年度から長野市の基準額表を基に新たに設定する。

エ 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の体育館、運動場の使用料は無料とし、体育館を除く照明使用料については有料とする。

なお、大岡村及び戸隠村における合併後の市外合宿利用者の使用料については、有料とする。

オ 鬼無里村 B & G 海洋センター使用料について、学校教育活動及び合併後の市立公民館の生涯学習活動に使用する場合は、全額減免とする。

カ 豊野町及び鬼無里村のテニスコート使用料は、平成 19 年度まで無料とする。

(2) 手数料について、

原則として長野市の制度に統一する。

ただし、

ア 豊野町のごみ処理手数料及び東山クリーンセンターの一般廃棄物処理手数料については、現行のとおりとする。

イ し尿処理(収集)手数料については、現行のとおりとする。

ウ 排水設備工事検査手数料及び下水道関係証明手数料について、大岡村、戸隠村及び鬼無里村は、現行のとおりとする。

15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等は、合併後の長野市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの経緯、実情等を尊重しながら、次のとおり調整する。

(1) 長野市と大岡村、豊野町、戸隠村又は鬼無里村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。

ただし、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

(2) 長野市、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村独自の団体は、原則として現行のとおりとする。

16 補助金・交付金等の取扱い

各種団体への補助金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、次のとおり調整する。

(1) 長野市と大岡村、豊野町、戸隠村又は鬼無里村で同一又は同種の補助金等については、できるだけ早い時期に関係団体の理解と協力を得て、統合する。

(2) 長野市、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村独自の補助金等については、合併後の市域内の均衡を失しないよう調整する。

17 町名・字名の取扱い

大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の町名・字名については、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の意向を尊重し、次のとおりとする。

(1) 大岡村の町名は、「大岡甲」、「大岡乙」、「大岡丙」、「大岡中牧」及び「大岡弘崎」とする。

(2) 豊野町の町名は、「豊野町南郷」、「豊野町石」、「豊野町豊野」、「豊野町浅野」、「豊野町蟹沢」、「豊野町大倉」及び「豊野町川谷」とする。

(3) 戸隠村の町名は、「戸隠」、「戸隠豊岡」、「戸隠栃原」及び「戸隠祖山」と

する。

- (4) 鬼無里村の町名は、「鬼無里」、「鬼無里日影」及び「鬼無里日下野」とする。

18 慣行の取扱い

- (1) 市章、市の歌及び市民憲章については、長野市の制度に統一する。
- (2) 各種宣言については、長野市の制度に統一し、合併後に見直しを行う。
- (3) 市の木、市の花等については、市民の一体感を醸成するため、合併後、アンケート等の実施により新たに制定する。
- (4) 豊野町及び鬼無里村のシンボルマーク等は、各地域をアピールする必要がある場合に限り使用することとし、使用基準については合併までに作成する。

19 国民健康保険事業の取扱い

長野市の制度に統一する。

ただし、

- (1) 保険料(税)賦課について、平成16年度は現行のとおりとし、大岡村、豊野町及び鬼無里村については、平成18年度まで不均一賦課を実施する。
- (2) 保険料(税)の納期及び督促手数料について、平成16年度は現行のとおりとする。

20 介護保険事業の取扱い

長野市の制度に統一する。

ただし、

- (1) 第1号被保険者保険料賦課、納期及び督促手数料について、平成16年度は現行のとおりとする。
- (2) 居宅介護支援事業者等への認定情報等の提供に係る費用徴収は、無料とする。
- (3) 大岡村、戸隠村及び鬼無里村の特別地域加算に係る訪問介護利用者減額措置は、現行のとおりとする。

21 消防団の取扱い

- (1) 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の消防団を長野市消防団に統合する。
- (2) 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の消防団長については、長野市消防団副団長とする。
- (3) 団員の定員については、長野市消防団員の配置基準及び長野市の他の分団との均衡を失しないよう調整する。
- (4) 分団数については、現行のとおりとする。
- (5) 消防団の出動区域、団員の階級、任用資格、定年、報酬及び手当等については、長野市の制度に統一する。
- (6) 消防出初式については、長野市の制度に統一する。
ただし、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の消防出初式については、分団行事として地域の意向を尊重する。

22 各種事務事業の取扱い

22-1 行政連絡、住民活動関係事業の取扱い

- (1) 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの地区に、行政連絡区を組織する。行政連絡区の区域については、地域の実情を尊重する。
- (2) 行政連絡のため、行政連絡区ごとに区長を置き、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村をそれぞれ単位とする地区区長会を組織し、長野市の地区区長会と同一の組織として位置付ける。
- (3) 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の区長会等への交付金及び報酬については、長野市の区長会運営費交付金、地区区長会活動費交付金及び区長連絡事務費交付金に統一する。
- (4) 防犯灯設置事業等補助金については、長野市の制度に統一する。
- (5) 市民事故見舞金については、長野市の制度を適用する。

22-2 姉妹都市等の国際・国内交流事業の取扱い

長野市の制度に統一する。

ただし、大岡村、豊野町及び戸隠村の国内都市交流については、交流先の意向と地域の実情を踏まえ、地域の交流として位置付けていく。

22-3 窓口業務の取扱い

(1) 戸籍・住民基本台帳事務、葬祭事務等の窓口業務については、長野市の制度に統一する。

ただし、閉庁時の戸籍関係の届出受付事務及び火葬許可等の取扱いについては、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村においてそれぞれ実施するものとし、受付の体制については、合併までに調整する。

(2) 鬼無里村の職員各戸訪問については、組織体制と併せて合併までに調整する。

22-4 防災・消防関係事業の取扱い

長野市の制度に統一する。

ただし、

(1) 地域防災計画、水防計画については、合併後に見直しを行う。

(2) 災害の規模又は被害状況に応じた職員動員配備については、地域の実情を考慮して、合併までに作成する。

(3) 防災行政無線システムについては、現行のとおりとし、新システムに統合する時点で、大岡村、豊野町及び戸隠村の各戸に整備済みの受信機を廃止する。

(4) 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の地域独自の防災訓練も継続して実施していく。

(5) 戸隠村及び鬼無里村の雪害救助員派遣事業は、現行のとおりとする。

(6) 消防団の装備、施設については、現行のとおりとする。

22-5 広報広聴関係事業の取扱い

長野市の制度に統一する。

ただし、長野行政評価事務所が実施する行政相談については、現行のとおりとする。

22-6 交通関係事業の取扱い

(1) 各種交通安全対策事業については、長野市の制度に統一する。

(2) 廃止路線代替バスについては、現行のとおりとする。

ただし、合併後に運行内容の見直しを行う。

(3) 鬼無里村地域振興バスについては、現行のとおりとする。

ただし、合併後に運行内容の見直しを行う。

(4) 豊野町福祉バスについては、すべての住民を対象とした有料のコミュニティバスとする。

(5) 交通災害等共済事業については、長野市の制度に統一する。

ただし、合併前に北信地域町村交通災害共済に加入している者のうち、平成16年度に見舞金の対象となる者については、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の制度を適用する。

22-7 消費者、勤労者対策関係事業の取扱い

長野市の制度に統一する。

ただし、

(1) 鬼無里村の一般職業相談については、現行のとおりとする。

(2) 鬼無里村の中小企業等退職金共済掛金補助金交付制度については、合併時に交付を受けている者に限り、平成18年度まで適用する。

(3) 鬼無里村の村内企業就職奨励補助金については、平成17年度まで現行のとおりとする。

22-8 男女共同参画事業の取扱い

長野市の制度に統一する。

ただし、男女共同参画計画については、合併に併せ新たな計画を策定する。

22-9 高齢者福祉事業の取扱い

(1) 高齢者福祉事業については、長野市の制度に統一する。

ただし、

ア 援助老人サービス事業のうち、雪下ろし、除草等の軽度生活援助については、現行のとおりとし、統一的な実施方法等について合併後に調整する。

イ 豊野町のミニデイサービス事業及び鬼無里村のふれあいデイサービス事業については、現行のとおりとし、統一的な実施方法等について合併後に調整する。

ウ 大岡村福祉移送サービス事業、豊野町及び戸隠村の高齢者移送サービス事業については、現行のとおりとし、運行方法等について合併後に調整する。

- エ 緊急通報システム設置事業については、現行のとおりとし、統一的な実施方法等について合併後に調整する。
- オ 大岡村の配食サービス事業については、長野市のひとり暮らし高齢者友愛活動事業で対応し、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の配食サービスについては、現行のとおりとし、統一的な実施方法等について合併後に調整する。
- カ 老人保養施設利用事業について、豊野町の制度は廃止し、鬼無里村の制度は、現行のとおりとし、合併後に新たな制度を検討する。
- (2) 老人保健福祉計画・介護保険事業計画については、合併後に新たな計画を策定する。
- (3) 大岡村、戸隠村及び鬼無里村の高齢者生活福祉センター運営事業については、現行のとおりとし、対象者、料金等について合併後に調整する。
- (4) 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の在宅介護支援センターは、長野市の地域型在宅介護支援センターに位置付ける。

22-10 障害者福祉事業の取扱い

長野市の制度に統一する。

ただし、

- (1) 障害者行動計画については、合併後に新たな計画を策定する。
- (2) ひとり暮らし重度身体障害者緊急通報システム設置事業について、大岡村、豊野町及び戸隠村は現行のとおりとし、統一的な実施方法等について合併後に調整する。
- なお、鬼無里村については、長野市の対象要件により、鬼無里村ひとり暮らし老人緊急通報装置給付事業を適用する。
- (3) 大岡村、戸隠村及び鬼無里村の人工透析患者通院費補助については、現行のとおりとする。
- (4) 大岡村福祉移送サービス事業、豊野町障害者移送サービス事業については、現行のとおりとし、運行方法等について合併後に調整する。

22-11 児童福祉事業の取扱い

- (1) 子育て支援計画については、現行のとおりとし、新たに次世代育成支援対策推進法の規定による「地域行動計画」で大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村を含めた計画を策定する。

- (2) 保育事業について、
- ア 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の公立保育所は、長野市の公立保育所として引き継ぐ。
 - イ 各種保育所運営事業については、平成17年度から長野市の制度に統一する。
ただし、大岡村の閉所時間及び豊野町の延長保育時間は、現行のとおりとする。
 - ウ 保育料については、平成17年度から長野市の制度に統一する。
ただし、大岡村については、平成17年度から2年間で段階的な引き上げを行う。
 - エ 通園バスについては、現行のとおりとする。
ただし、保護者負担については、合併までに調整する。
 - オ 長野市、豊野町及び戸隠村の保育園通園補助金については、平成17年度から廃止する。
- (3) 放課後児童健全育成事業については、平成17年度から長野市の制度に統一する。
- ただし、
- ア 豊野町の児童館の開館日数・時間については、合併までに調整する。
 - イ 戸隠村及び鬼無里村の児童クラブの実施場所及び開館日数・時間については、現行のとおりとする。
 - ウ 大岡村の学童保育事業については、現行のとおりとし、保護者負担については、平成17年度から長野市の児童クラブの制度に統一する。
- (4) 母子福祉関係事業については、長野市の制度に統一する。
- (5) 大岡村の里親奨励事業については、廃止する。
- (6) 鬼無里村の出生祝金支給事業については、平成17年度から廃止する。

22-12 その他福祉事業の取扱い

- (1) 地域福祉計画については、現行のとおりとし、計画見直し時に調整する。
- (2) 民生・児童委員の委員構成については、現行のとおりとし、合併後の改選時に調整する。
- なお、民生・児童委員活動費については、長野市の制度に統一し、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の福祉委員制度は廃止する。
- (3) 生活保護関係事業については、長野市の制度に統一する。
- (4) 福祉医療費給付事業については、長野市の制度に統一する。
- (5) 戸隠村の授産施設については、本場1施設に整理し、長野市に引き継ぐ。

- (6) その他福祉事業については、長野市の制度に統一する。

22-13 人権同和対策関係事業の取扱い

- (1) 人権政策に係る推進計画については、合併後に見直しを行う。
- (2) 豊野町の同和地区住宅新築資金等利子補給金制度については、平成22年度まで継続する。
- (3) 豊野町の住宅改修資金貸付事業は、廃止する。
ただし、利子補給制度については、平成18年度まで継続する。
- (4) 豊野町隣保館については、現行のとおりとする。
ただし、生活相談員の設置については、平成18年度をもって廃止する。
- (5) 母子手当支給事業、保育所・幼稚園入所支度金支給事業及び保育料補助金交付事業については、現行のとおりとし、平成18年度をもって廃止する。
- (6) 長野市敬老祝金支給事業、豊野町解放年金支給事業及び豊野町同和地区医療給付金支給事業については、現行のとおりとし、平成18年度をもって廃止する。
- (7) 人権を考える市民のつどいについては、長野市の制度に統一する。
ただし、豊野町の人権フェスティバル、戸隠村及び鬼無里村の人権のつどいは、地区集会として開催する。
- (8) 人権同和教育集会所は、現行のとおりとする。
- (9) 社会人権同和教育、同和地区奨学金貸与事業、学校人権同和教育振興補助金及び人権啓発学習会補助金については、長野市の制度に統一する。
- (10) 豊野町及び鬼無里村の同和地区児童生徒入学支度金交付事業は、廃止する。

22-14 保健衛生事業の取扱い

- (1) 診療所については、現行のとおりとする。
- (2) 母子保健事業については、長野市の制度に統一する。
- (3) 成人保健事業については、長野市の制度に統一する。
ただし、各種検診事業のうち、
ア 市民健康診査の検査項目等については、合併までに検討する。
イ 肺がん検診については、合併までにヘリカルCTの導入について検討する。
ウ 骨粗しょう症検診については、集団検診及び集団検診に係る自己負

- 担額について、合併までに検討し調整する。
- (4) 精神保健福祉事業については、長野市の制度に統一する。
ただし、
ア 戸隠村の社会復帰施設しょうまの家は、現行のとおりとする。
イ 社会復帰相談指導事業（デイケア）の開催会場については、合併までに調整する。
- (5) 結核・感染症対策については、長野市の制度に統一する。
- (6) 生活衛生関係事業については、長野市の制度に統一する。
ただし、食品関係施設、薬局、医薬品販売業、興行場、旅館業及び浴場業の許可等については、長野保健所長又は県知事名で行われ、合併時点で有効な許可等は長野市に承継する。

22-15 環境衛生事業の取扱い

- (1) 環境基本計画については、合併後に見直しを行う。
- (2) 環境保全事業については、長野市の制度に統一する。
ただし、自然観察教室については、現行のとおりとする。
- (3) 斎場・葬祭事業については、次のとおりとする。
ア 裾花衛生センター組合火葬場を長野市斎場として取り扱う。
イ 斎場について、一部事務組合に加入する地域（大岡村及び豊野町）は、当該一部事務組合施設を引き続き使用する。
また、長野市斎場も使用できるものとする。
ウ 霊柩車・祭壇・葬祭具の取扱いについては、長野市の制度に統一する。
また、大岡村については、引き続き犀峡衛生施設組合の霊柩車も使用できるものとする。
- (4) ごみ・し尿処理関係事業については、長野市の制度に統一する。
ただし、
ア 豊野町の家庭ごみの分別収集制度、ごみ指定袋実費負担制度及び事業系ごみ収集制度については、現行のとおりとする。
イ 粗大ごみ、処理困難物、蛍光管及び水銀体温計の分別収集並びに処理困難物の処理料金については、合併後に見直しを行う。
ウ 既に一般廃棄物処理業の許可を有する者は、次回更新時まで長野市、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域のみ有効とする。
エ 既に長野県の産業廃棄物処理業の許可を有している者が、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村で産業廃棄物処理業を行う場合には、次

回更新時まで長野市の許可を有しているものとみなす。

オ し尿等収集・処理体制については現行のとおりとし、裾花衛生センターは長野市のし尿処理施設として取り扱う。

22-16 農林業関係事業の取扱い

- (1) 長期農林業振興計画については、合併後に新たな計画を策定する。
- (2) 農業関係事業については、原則として長野市の制度に統一する。

ただし、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の従来からの経緯及び地域特性等に配慮し、次のとおり調整する。

 - ア 豊野町の役場りんご農園事業、果樹の里事業及びマコモの推進事業並びに戸隠村の牛等健康検査事業補助金については、現行のとおりとする。
 - イ 大岡村及び戸隠村の農作業受委託補助事業については、現行のとおりとし、合併後に調整する。
 - ウ 合併前に農業関係資金の貸付を受けている者に対する利子補給事業については、現行のとおりとする。
 - エ 有害動植物防除対策事業については、地域の実情を考慮し、実態に合わせて実施する。
 - オ 市民農園及び農産物加工施設については、長野市として実施していく。
 - カ 豊野町及び戸隠村の農道については、長野市の農道として引き継ぎ、合併前から継続されている事業の用地補償及び損失補償は、それぞれの町村の基準により取り扱う。

また、大岡村及び鬼無里村の農道については、長野市の認定基準に基づき長野市の農道として認定するよう調整する。
 - キ 農業施設災害復旧事業については、合併後に受益者負担率の見直しを行う。
 - ク 標準小作料については、現行のとおりとし、合併後に小作料協議会で検討する。
 - ケ 農業者年金協議会については、現行のとおりとし、合併後に組織・事務局等について検討する。
- (3) 林業関係事業については、長野市の制度に統一する。

ただし、分収造林契約、県行造林契約及び公社・公団等造林契約に関する事務並びに県有造林事業、山林野保全指導員及び松くい虫防除空中薬剤散布事業は現行のとおりとする。

- (4) 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の長野地方猟友会の各支部は現行のとおりとし、猟友会（長野市）連絡協議会に加入する。

22-17 商工・観光関係事業の取扱い

- (1) 商工関係事業については、長野市の制度に統一する。
ただし、
ア 事業所等設置事業について、豊野町の合併前に認定を受けているものは、現行のとおりとする。
イ 独自の商工会補助事業については、商工団体の統合に併せ検討する。
ウ 各種制度資金等の借入者に対する利子補給事業について、返済期間中は現行のとおりとする。
- (2) 観光振興基本計画については、合併後に新たな計画を策定する。
- (3) 観光行事・イベントについては、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の意向を尊重しながら調整する。
- (4) 観光協会については、現行のとおりとし、観光キャンペーン・宣伝情報提供等一本化できる事業については、財団法人ながの観光コンベンションビューローで実施していく。
- (5) 戸隠地区山岳遭難防止対策協会については、現行のとおりとする。

22-18 建設・都市整備関係事業の取扱い

- (1) 建設事業について、
ア 既存の町道・村道は、長野市道として引き継ぎ、市道の認定基準については、長野市の制度に統一する。
イ 建設関係事業は、長野市の制度に統一する。
ただし、除雪及び凍結防止剤散布事業並びに合併前から継続している道路新設改良事業の用地補償については、現行のとおりとする。
ウ 地籍調査事業については、合併後に実施地区を調整する。
ただし、大岡村及び鬼無里村の継続事業については、平成17年度も実施する。
- (2) 都市計画事業について、
ア 都市計画マスタープランについては、豊野町の計画を尊重しながら、合併後に整合を図る。
イ 豊野町の用途地域については、現行のとおりとし、合併後、必要に応じて見直す。

ウ 長野市の緑を豊かにする計画については、計画見直し時に区域拡大を含め修正する。

エ 都市整備関係事業については、長野市の制度に統一する。

ただし、豊野町で現在施行中の土地区画整理事業における技術援助及び助成については、現行のとおりとする。

22-19 公営住宅等の取扱い

長野市の制度に統一する。

ただし、

(1) 市・町・村営住宅の家賃について、豊野町は3年間、大岡村、戸隠村及び鬼無里村は5年間の特例措置を講ずる。

(2) 特定公共賃貸住宅については、現行のとおりとし、入居条件等については、合併までに整備する。

22-20 学校教育関係事業の取扱い

(1) 通学区については、現行のとおりとし、必要に応じて合併後に調整する。

(2) 学校給食については、現行のとおりとする。

(3) 大岡村の山村留学事業については、現行のとおりとする。

(4) 鬼無里寮については現行のとおりとし、入居者は全市域を対象とする。

(5) その他の学校教育事業については、原則として長野市の制度に統一する。

ただし、

ア 通学に係る援助については、地域の実情に配慮し、合併までに調整する。

イ 奨学資金貸付事業について、合併時に受給している者は、現行のとおりとする。

ウ 複式解消に伴う市町村費教員任用については、現行のとおりとする。

エ 介助員については、合併前の対象児童が小学校を卒業するまで、現行のとおりとする。

オ 外国人AET(英語助手)・小学校国際交流指導員の授業時間については、合併後に調整する。

カ 中間教室の適応指導員の身分は、平成17年度から統一する。

キ 豊野町の図書館司書の取扱いについては、合併後3年から5年の経過措置を設け、長野市の制度見直しに併せ統一する。

ク 学習バスについては、バス車両の保有に関する調整状況により、運

用を検討する。

ケ 高原学校・臨海学校については、今後の校外活動のあり方も含めて検討する。

コ スキー教室、スケート教室については、合併までに調整し、鬼無里村のそり教室は、長野市のスケート教室に統合する方向で調整する。

サ 中学校体育大会の移動費用については、合併までに調整する。

シ 大岡村の中学生校外交流事業については、長野市学校マイプラン推進事業等の補助事業で対応する。

22-21 社会教育関係事業の取扱い

(1) 公民館活動について、

ア 大岡村公民館、豊野町公民館、戸隠村公民館及び鬼無里村公民館は長野市立公民館の本館に、鬼無里村の分館は長野市立公民館の分館に位置付ける。

イ 公民館の休館日及び開館時間は、長野市の制度に統一する。

ただし、閉館時刻については、地域の実情を考慮する。

ウ 公民館事業等については、地域の実情を尊重し、現行のとおりとする。

エ 大岡村、豊野町及び戸隠村の分館については、長野市の地域公民館に位置付け、地域公民館に対する補助については、経過措置を設け、平成19年度から長野市の制度に統一する。

オ 鬼無里村については、新たに行政区（20地区）ごとに地域公民館を組織する。

(2) 図書館事業について、

ア 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の公民館の図書室については、長野市立南部図書館分室に位置付ける。

ただし、図書館分室の閉館時刻については、地域の実情を考慮する。

イ 移動図書館については、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村も巡回する。

(3) 社会体育事業については、長野市の制度に統一する。

ただし、

ア スポーツ教室、スポーツ行事・大会等について、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村が現在主催しているもので公民館等地区の行事として実施できるものは、各地区で運営実施する。

なお、鬼無里村のランランカーニバルは、市行事として継続する方向で検討する。

- イ 学校体育施設の開放について、戸隠村における合宿利用の条件は、
現行のとおりとする。
- (4) 青少年健全育成事業については、長野市の制度に統一する。

22-22 文化芸術振興事業の取扱い

- (1) 文化芸術振興事業については、長野市の制度に統一する。
ただし、文化芸術祭については、現行のとおり実施する。
- (2) 博物館及び郷土資料館等については、現行のとおりとする。
- (3) 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の指定文化財については、合併までにそれぞれの町村において、長野市の指定基準により再審議し、長野市はその結果を十分尊重する。

22-23 上下水道事業の取扱い

- (1) 水道料金、水道料金の減免、加入金及び配水負担金については、長野市の制度に統一する。
ただし、大岡村の聖山高原簡易水道及びたらら簡易水道並びに鬼無里村別荘用水道の水道料金は、現行のとおりとする。
- (2) 豊野町の下水道使用料、下水道使用料の減免及び下水道事業受益者負担金については、長野市の制度に統一する。
ただし、豊野町の下水道事業受益者負担金の単位負担金額は、現行のとおりとする。
- (3) 戸隠村及び鬼無里村の下水道使用料、下水道使用料の減免及び下水道事業受益者分担金については、現行のとおりとする。
- (4) 豊野町、戸隠村及び鬼無里村の農業集落排水処理施設使用料及び農業集落排水事業受益者分担金については、現行のとおりとする。
- (5) 戸隠村の個別排水処理施設整備事業及び鬼無里村の特定地域生活排水処理事業並びに戸隠村及び鬼無里村の合併処理浄化槽使用料及び分担金は、現行のとおりとする。
- (6) 合併処理浄化槽設置事業補助金について、豊野町は長野市の制度に統一し、大岡村については、現行のとおりとする。
- (7) 排水設備設置資金の融資あっせん、排水設備設置資金利子補給金及び宅地内排水ポンプ設備設置補助金について、豊野町は長野市の制度に統一し、大岡村、戸隠村及び鬼無里村については、現行のとおりとする。
- (8) 指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店の指定については、長

野市の制度に統一する。

ただし、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の指定を受けたものであって、長野市の指定基準に適合するものは、長野市の指定給水装置工事業者及び排水設備指定工事店として指定する。

- (9) 水洗化促進組合補助金について、豊野町は長野市の制度を適用する。
ただし、戸隠村については平成18年度まで継続する。

22-24 その他事業の取扱い

- (1) 表彰の取扱いについては、長野市の制度に統一する。
ただし、合併に伴う身分の異動を生じないものについては、長野市の表彰対象とする。また、弔意方法は、長野市表彰規則改正の中で検討する。
- (2) 鬼無里村の有線放送電話事業については、現行のとおりとする。
- (3) 総合計画及び国土利用計画については、合併後に新たな計画を策定する。
- (4) 長野市ながのまちづくり活動支援事業は、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村に適用し、鬼無里村の豊かな郷土づくり推進事業については、平成18年度をもって廃止する。
- (5) 大岡村入村・Uターン奨励事業は、廃止する。
- (6) 工事等の入札・契約制度及び支払事務については、長野市の制度に統一する。
- (7) 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関については、長野市の指定のとおりとする。
- (8) 選挙関係事務については、長野市の制度に統一する。
ただし、投票所施設については、現行のとおりとする。

23 合併建設計画

合併建設計画については、別添「長野地域（長野市・大岡村・豊野町・戸隠村・鬼無里村）合併建設計画」のとおりとする。

(別紙)

地域審議会を設置することに関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の更級郡大岡村、上水内郡豊野町、同郡戸隠村及び同郡鬼無里村の区域(以下「対象区域」という。)ごとに、それぞれ長野市大岡地域審議会、長野市豊野地域審議会、長野市戸隠地域審議会及び長野市鬼無里地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、平成17年1月1日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、対象区域に係る次に掲げる事項について市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 支所が所掌する事務に関する事項
- (2) 対象区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- (3) 合併建設計画の変更に関する事項
- (4) 合併建設計画の執行状況に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、対象区域に係る必要と認める事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、それぞれ20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、それぞれの審議会の対象区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、対象区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、当該審議会の委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、当該審議会の委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 3 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。
- 5 会長は、審議上必要があると認めるときは、当該審議会の委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮って、公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、審議会ごとに、それぞれ対象区域を所管する支所において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)


- 1 この協議は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)


- 2 合併の日以後、最初に設置される審議会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。


長野市、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく長野地域合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。


平成16年5月17日

長野市長 誓得正 

大岡村長 大平嘉久雄 

豊野町長 萩原秋夫 

戸隠村長 横川欣一 

鬼無里村長 風間俊宣 

立 会 人

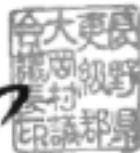
長野市議会議長

町田 伍一郎



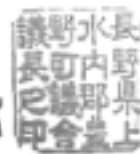
大岡村議会議長

中澤 義忠



豊野町議会議長

須田 幸宏



戸隠村議会議長

高下 慎平



鬼無里村議会議長

徳竹 一男

